

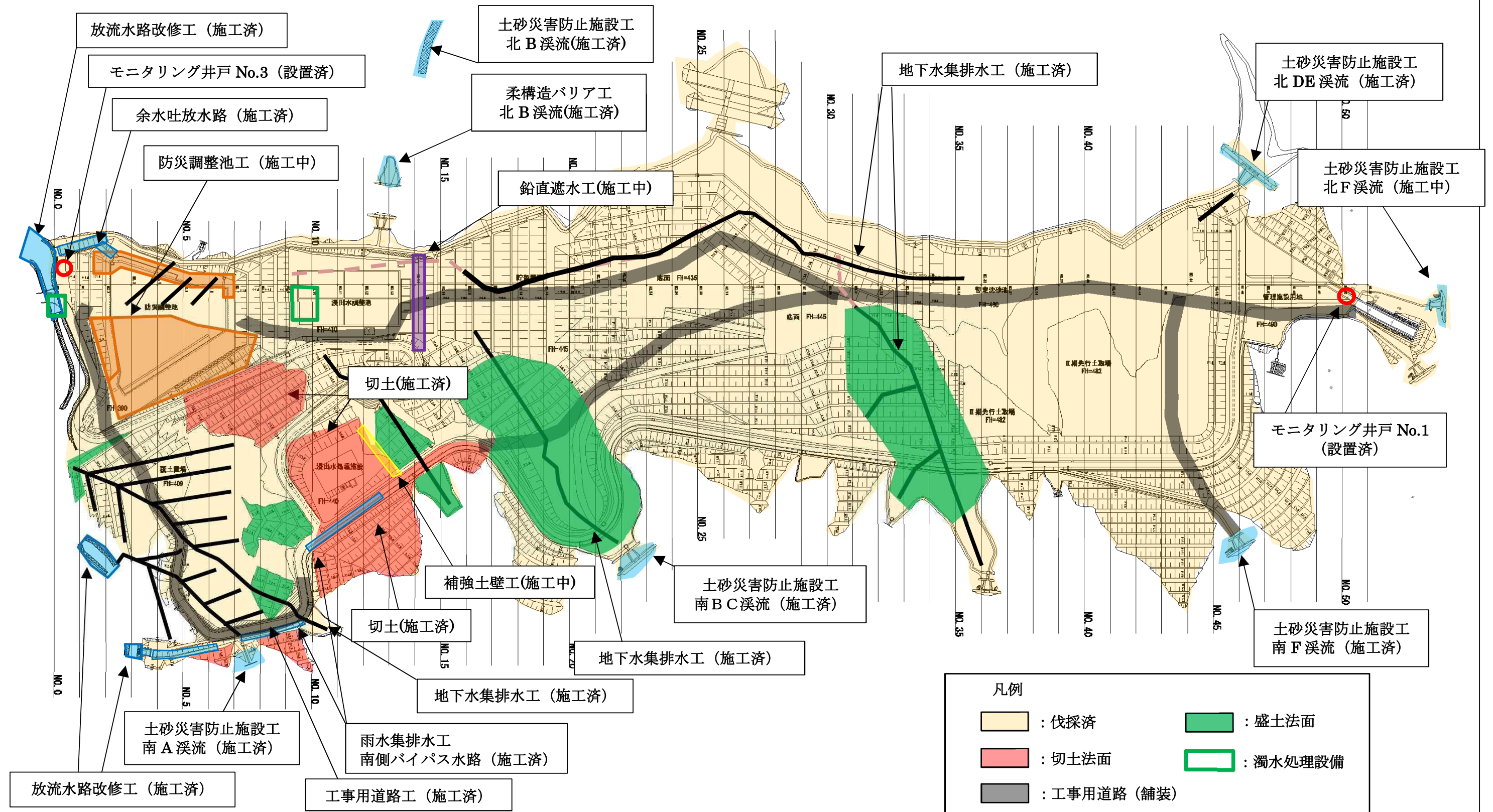
恵下埋立地（仮称）建設工事の施工状況について

作業状況

工事着手から現在まで以下の作業を実施しています。（平成 28 年 5 月～令和元年 5 月）

作業内容：準備工（工事用道路工）、仮設工（仮設沈砂池、濁水処理設備）、切盛土工、法面工、地下水集排水工、

雨水集排水工、放流水路改修工、防災調整池工、土砂災害防止施設工、モニタリング井戸工、鉛直遮水工、柔構造バリア工、補強土壁工



作業状況（平成28年5月～令和元年5月）

防災調整池工



①Oブロック(基礎)



②ABブロック(型枠組立)



③掘削

④余水吐放水路



雨水集排水工



⑤南側バイパス水路

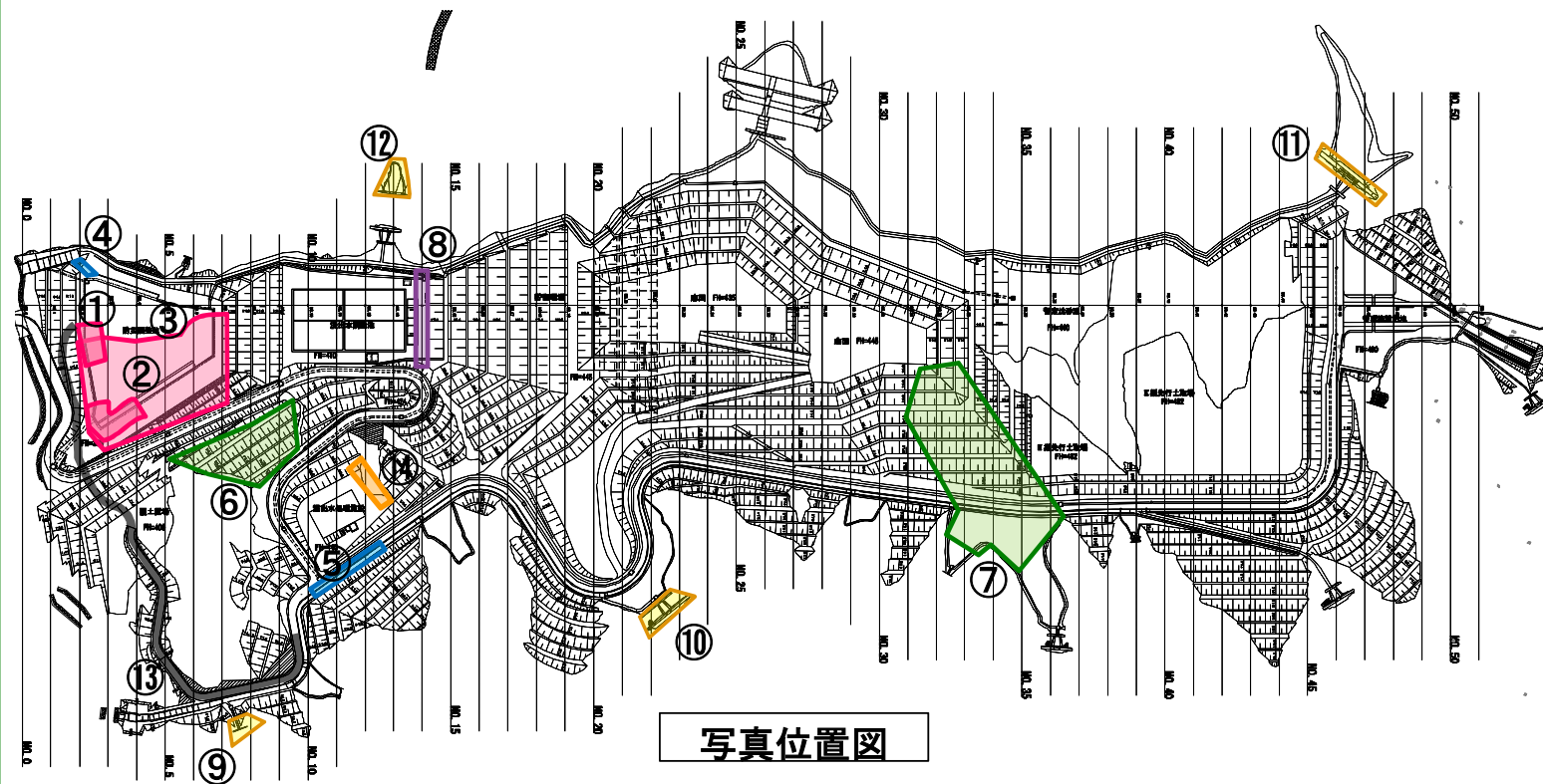
法面工



⑥植生基材吹付



⑦クリコート(仮設)



準備工



⑬工事用道路工

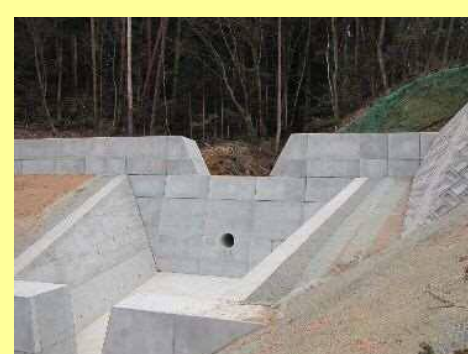
⑭補強土壁工



⑧鉛直遮水工



土砂災害防止施設工



⑨南A溪流



⑩南BC溪流



⑪北DE溪流

柔構造バリア工



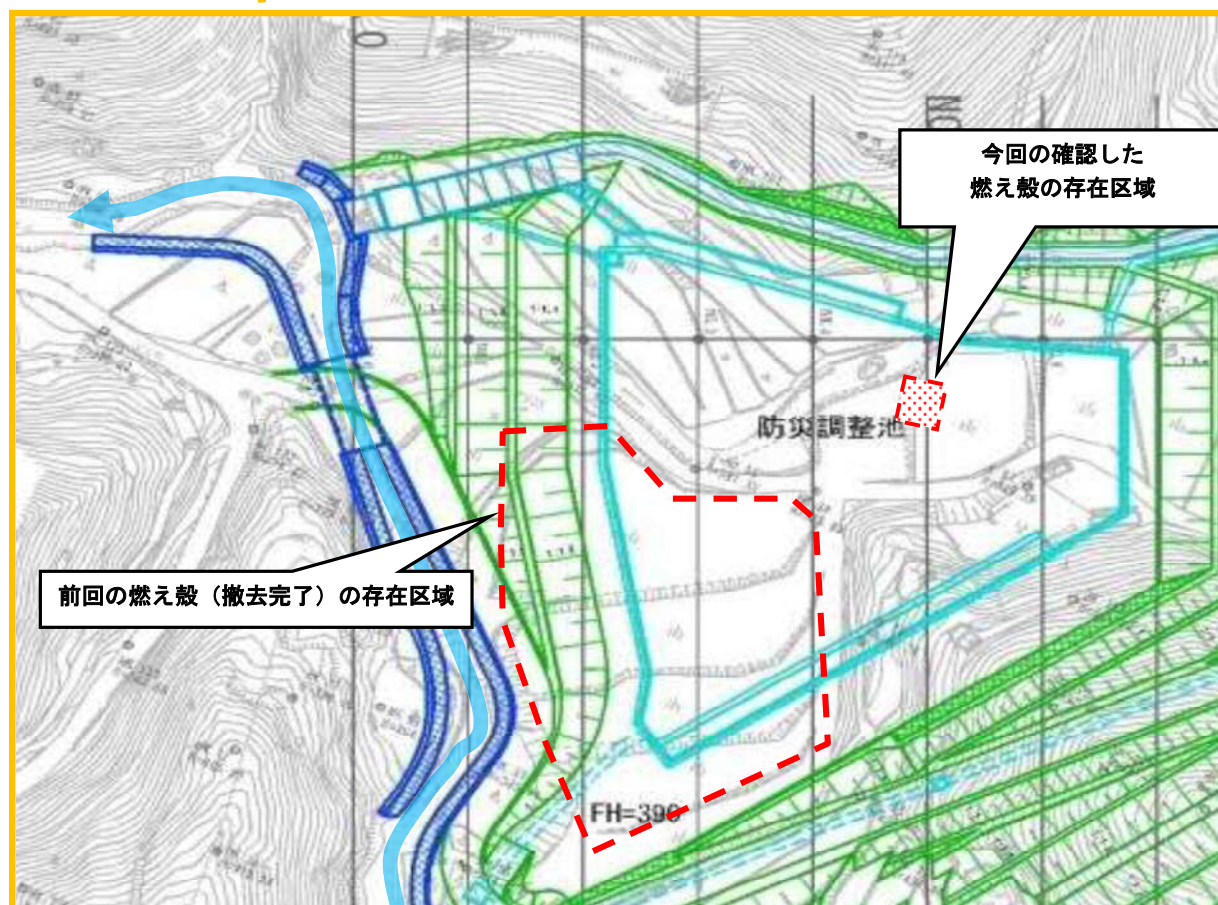
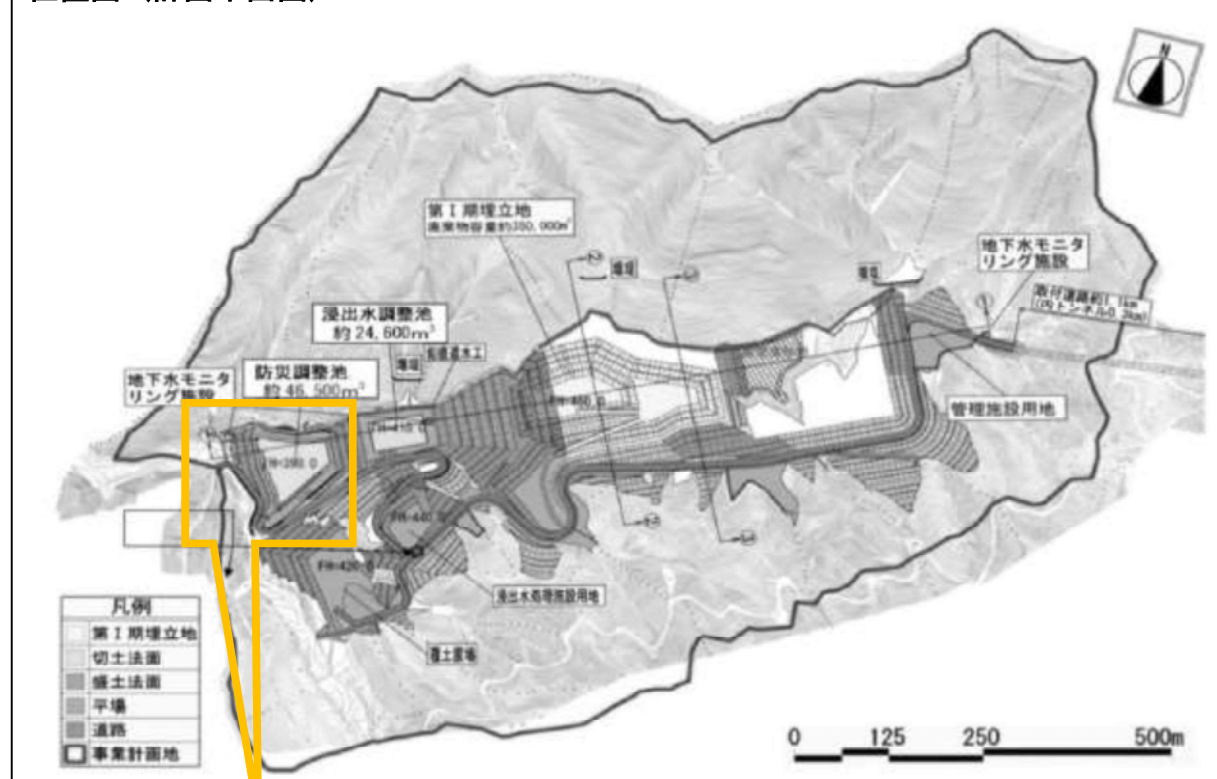
⑫北B溪流

【恵下埋立地（仮称）建設工事現場における新たな燃え殻の確認及び今後の対応について】

令和元年 5 月 27 日に、恵下埋立地（仮称）建設工事現場（防災調整池）において、防災調整池の区域内を掘削中に、新たに燃え殻を確認しました。

その状況と今後の対応については、以下のとおりです。

位置図（計画平面図）



<燃え殻の確認経緯>

令和元年 5 月 27 日、施工業者が、防災調整池内の工事用道路として使われていた場所への掘削を始めた際、燃え殻を確認した。

左図のとおり、本市職員が現地で燃え殻であることを確認した。

<確認した燃え殻の状況>

- ・ 範囲 約 90 m² (7.6m×11.8m)
- ・ 深 さ 約 1.5m～1.8m
- ・ 概ねの量 約 200 トン (約 150 m³)

<対応状況>

- ・ 燃え殻を確認した直後、当該箇所を直ちにブルーシートで養生し、飛散しないよう安全対策を講じている。なお、当該箇所以外の掘削工事は可能なため、工事工程への影響は出ない見通し。
- ・ 直ちにサンプリング調査を実施し、分析結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。
- ・ 環境影響評価等に基づいて行っている水質調査を引き続き実施する。なお、これまでの水質調査では、基準値を超えるダイオキシン類は検出されていない。

（参考）前回の廃タイヤの燃え殻の処分状況

- ・ 発見時期 平成 28 年 8 月
- ・ 撤去期間 平成 29 年 10 月 ～ 平成 30 年 8 月
- ・ 範囲 約 3,300 m² (左下図 赤点線部分)
- ・ 深 さ 約 1.0m～3.3m
- ・ 撤去量 約 5,700 トン

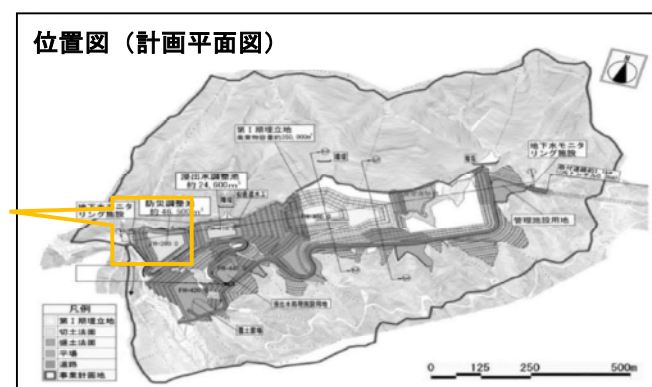
令和元年 6 月 18 日
環境局恵下埋立地建設事務所

恵下埋立地（仮称）建設工事現場における新たな燃え殻について

令和元年 5 月 27 日に、恵下埋立地（仮称）建設工事現場において、防災調整池の区域内を掘削中に新たに確認された燃え殻の件について、分析結果が判明したため、以下のとおり報告します。

1 燃え殻の状況

- (1) 範囲：約 90 m²（7.6m×11.8m）
- (2) 深さ：約 1.5m～1.8m
- (3) 概ねの量：約 200 トン（約 150 m³）



2 燃え殻の分析結果等

(1) 燃え殻の分析結果

ダイオキシン類について、管理型の最終処分場で埋立処分できる判定基準値以下であることが確認された。

また、鉛を含む有害物質（25 項目）の全ての項目について、検出されなかった。

有害物質の種類	分析の結果	判定基準値
ダイオキシン類	0.38 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g 以下

(2) 水質の調査結果

下流の河川や地下水の水質について、ダイオキシン類は環境基準値を下回った。

有害物質の種類	調査箇所	分析の結果	環境基準値
ダイオキシン類	河川	0.037 pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下
	地下水	0.059 pg-TEQ/L	

3 今後の対応

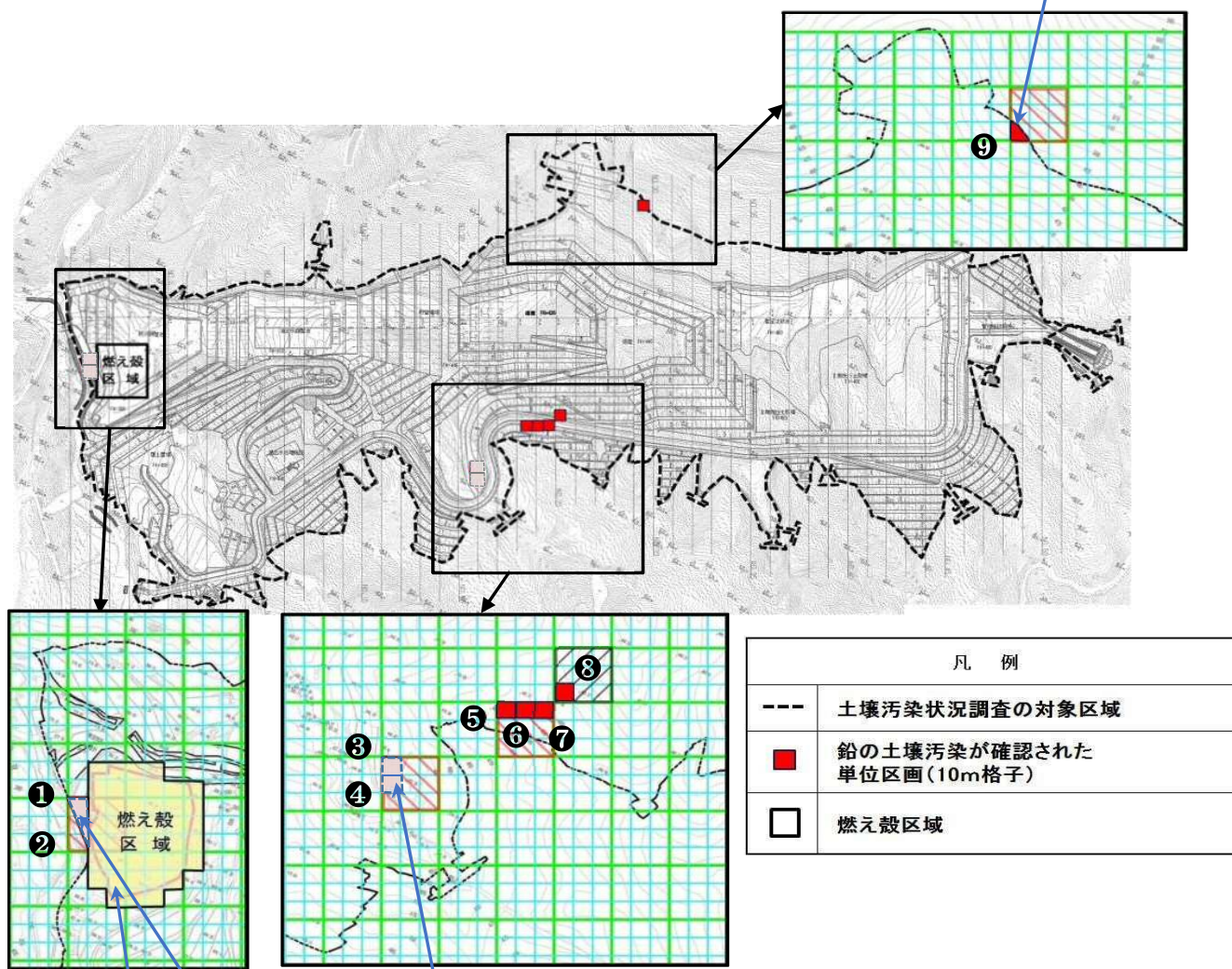
燃え殻については、廃棄物処理法に基づき、管理型の最終処分場で適正に処理する。
なお、燃え殻の処理によって、工事工程への影響は出ない見通し。

平成 31 年 3 月
環境局 施設部 恵下埋立地建設事務所

恵下埋立地（仮称）建設現場における汚染土壌への対応状況について

＜調査位置図（調査位置及び汚染の確認場所）＞

⑨の区画は、現在の工事区域外です。



※①②③④の区画の土壌汚染の除去が完了しました。
(H30.12.21 付で、形質変更時要届出区域の指定の解除)

※燃え殻区域では、土壌汚染が確認されませんでした。
(H30.10.20 付で、形質変更時要届出区域の指定の解除)

工事着手から現在まで以下の作業を実施しています。（平成30年10月～令和元年5月）

着手工種：準備工（作業用道路工）、法面工（切土・高所掘削）、補強土壁工、大型かご枠工、橋台工

作業用道路工



現道を拡幅して作業用道路とし、濁水対策のため舗装、土のうの設置を行いました。

①大型かご枠工



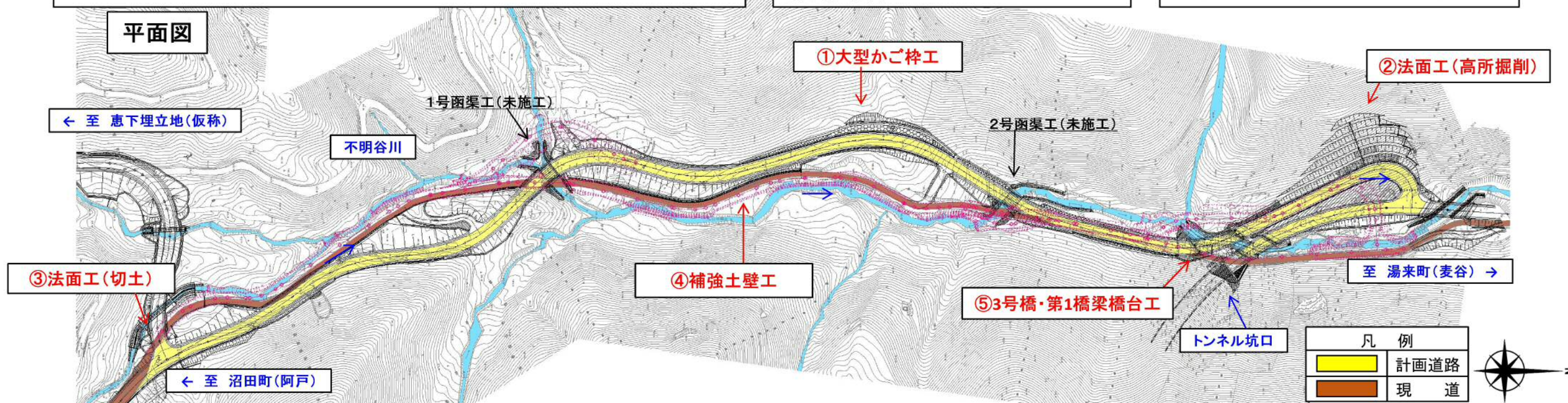
掘削が完了した切土法面に大型かご枠の設置を行っています。

②法面工（高所掘削）



通常の重機では届かない高所での作業は、特殊機械を吊り下げ掘削を行っています。

平面図



③法面工（切土）



切土後、法面を保護するため、種子吹付により植生を行います。

④補強土壁工



コンクリート製品のパネルを使用し、盛土を行っています。

⑤3号橋・第1橋梁橋台工

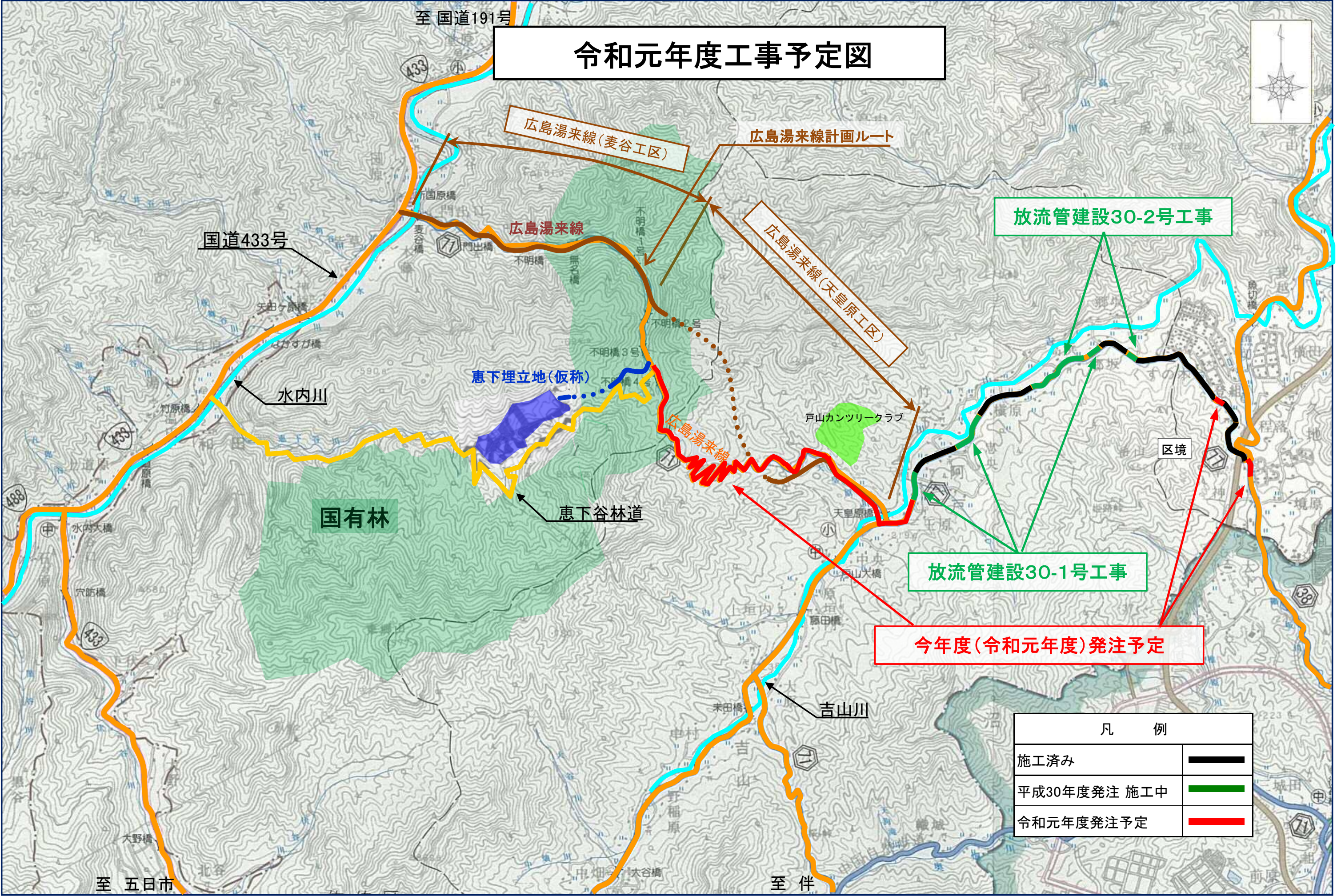


橋台の鉄筋組立を行っています。

濁水対策



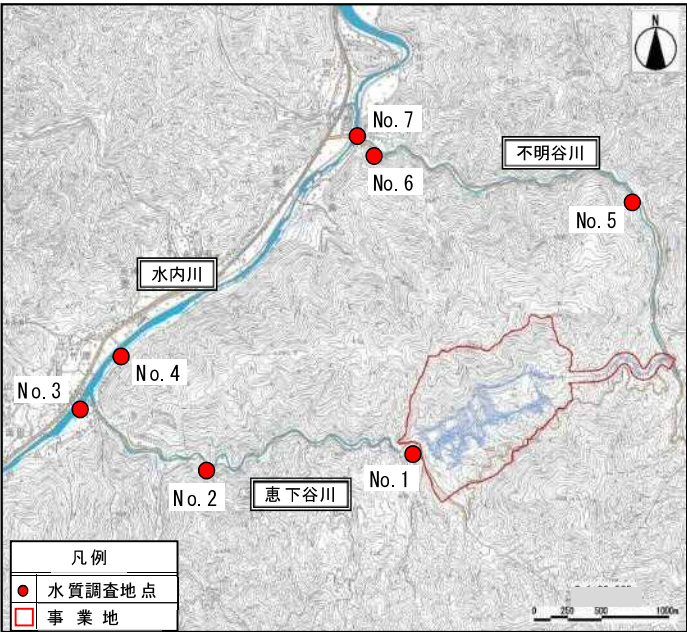
沈砂池や浮遊物を減らすための水槽を設置し、濁水対策を行っています。



埋立 地周辺の環境調査について

1 平成30年度の 水内地区 の環境調査
について

調査 地点図



調査項目、調査地点及び頻度

	調査項目	調査地点及び頻度
事後調査	水素イオン濃度 (pH)	No. 1～7 4回/年 (No. 5は、3回/年)
	浮遊物質量 (SS)	No. 1～7 (No. 5を除く) 降雨時1回 (90分毎に9回測定)
	濁度	
水質調査	生活環境項目 (5項目)	No. 1・2 4回/年 No. 4・5 1回/年
	健康項目 (27項目)	
	ダイオキシン類	

凡 例

:基準値以下
 :基 準 値 を 超 過

2 環 境調査の 測定結果 について

1月24日の採水結果で水素イオン濃度 (pH) が、 8月20日及び11月13日の採水結果で大腸菌群数が基準値を超えていますが、その他の項目については、基準値以下または、検出されませんでした。
※ 広島 湯来線の 工事に伴う通行止めのため、1月24日の調査は、No.5地点では実施していません。

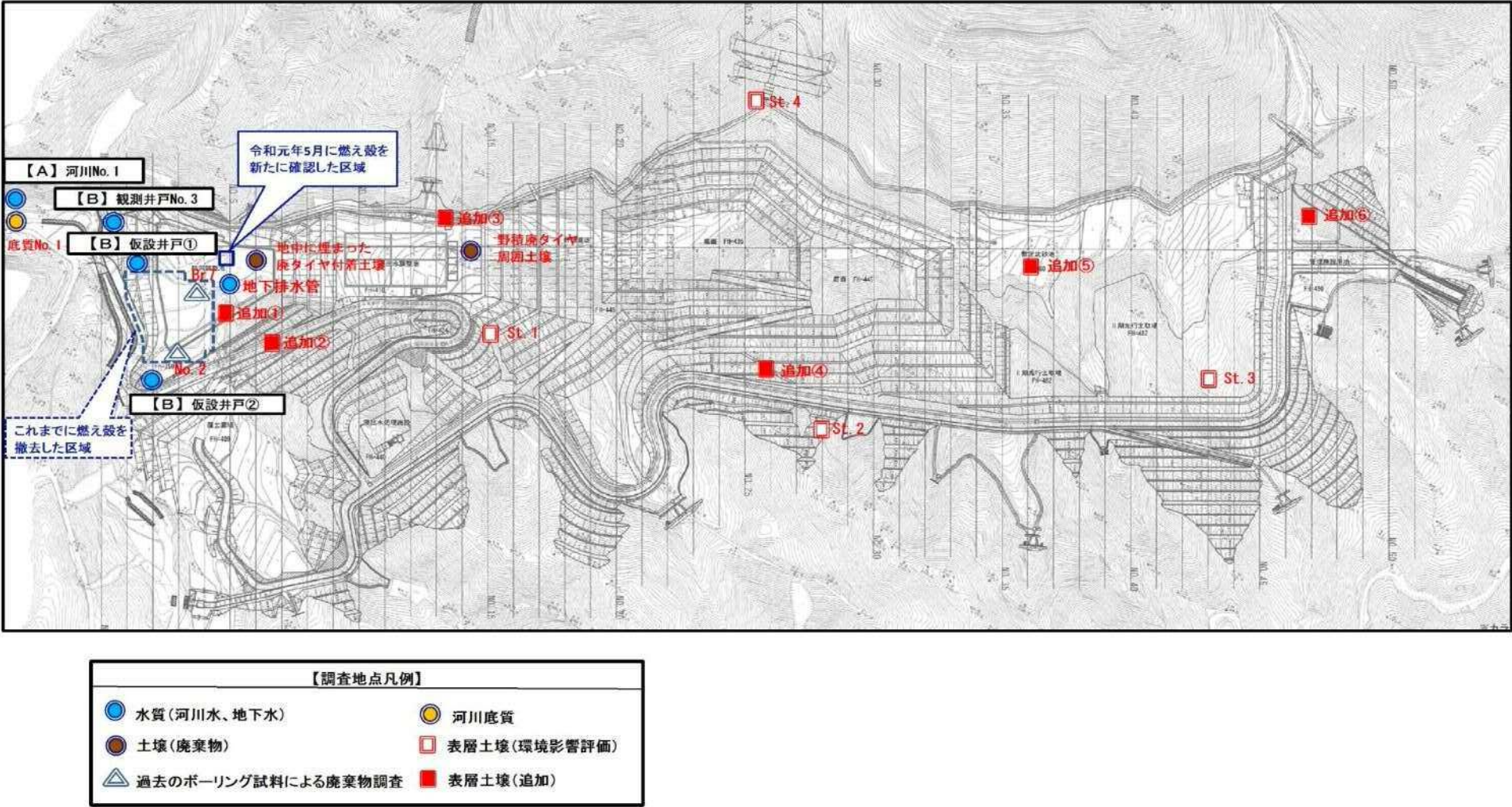
	測定項目	単 位	定量下限	基準値	No. 1（恵下谷川）				No. 2（恵下谷川）				No. 3（水内川）				No. 4（水内川）				No. 5（不明谷川）				No. 6（不明谷川）				No. 7（水内川）			
					5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日	5月30日	8月20日	11月13日	1月24日
観測項目	天候	—	—	—	曇り	曇り	晴	曇り	曇り	曇り	晴	曇り	曇り	曇り	晴	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	曇り	晴	—	曇り	曇り	晴	曇り	曇り	曇り	晴	曇り	
	採取時刻	—	—	—	14:05	14:55	10:58	10:36	13:45	14:30	10:28	10:13	13:35	14:20	10:21	9:56	14:38	15:15	10:00	11:01	15:10	15:49	11:37	—	14:57	15:33	9:41	11:20	14:50	15:26	9:33	11:13
	気温	℃	—	—	19.8	22.2	8.1	6.3	20.0	24.0	11.2	7.1	21.5	30.5	11.2	6.3	21.5	24.5	12.3	4.1	20.8	22.2	9.8	—	21.4	25.0	12.3	6.9	21.5	26.5	11.8	8.0
	水温	℃	—	—	16.0	22.0	9.1	4.0	16.0	20.0	10.1	4.7	18.0	24.8	13.0	5.5	18.2	24.8	12.8	6.2	14.4	18.3	8.0	—	15.0	20.5	12.0	6.0	18.2	21.0	12.9	6.9
生活環境項目	水素イオン濃度	—	—	6.5～8.5	7.1	7.4	7.6	7.1	6.9	7.2	7.2	6.8	7.3	7.4	8.0	6.9	7.3	7.4	7.5	7.0	6.9	7.0	7.0	※	6.9	7.0	7.1	8.7	7.3	7.4	7.3	7.1
	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	2	検出せず	1.2	検出せず	1.1	検出せず	0.8	0.7	0.8	—	—	—	—	—	—	0.7	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	浮遊物質量	mg/L	1	25	検出せず	6	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	7	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	溶存酸素	mg/L	0.5	7.5以上	9.6	7.3	9.9	12	9.8	8.6	10	12	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大腸菌群数	MPN/100mL	1.8	1000	49	1700	140	33	170	4900	490	33	—	—	—	—	—	—	2400	—	—	—	4900	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	0.0003	0.003	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全シアン	mg/L	0.1	検出されなかった	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉛	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六価クロム	mg/L	0.005	0.05	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	砒素	mg/L	0.001	0.01	検出せず	0.001	検出せず	検出せず	検出せず	0.001	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	総水銀	mg/L	0.0005	0.0005	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキル水銀	mg/L	0.0005	検出されなかった	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	P C B	mg/L	0.0005	検出されなかった	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	mg/L	0.002	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.002	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.004	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.04	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	0.006	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	0.002	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チウラム	mg/L	0.0006	0.006	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	シマジン	mg/L	0.0003	0.003	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	mg/L	0.002	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ベンゼン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	セレン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	10	0.21	0.27	0.25	0.27	0.16	0.21	0.17	0.18	—	—	—	—	—	—	0.14	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふっ素	mg/L	0.08	0.8	0.16	0.20	0.23	0.28	0.21	0.26	0.26	0.33	—	—	—	—	—	—	0.41	—	—	—	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ぼう素	mg/L	0.01	1	検出せず	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	0.02	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	0.05	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	1	0.020	0.061	0.017	0.019	0.016	0.020	0.016	0.045	—	—	—	—	—	—	0.016	—	—	—	0.024	—	—	—	—	—	—	—	—	—

生活環境項目の基準は、A類型を適用

3 燃え殻がある区域周辺の環境調査について

燃え殻がある区域周辺の河川水質、地下水水質等について調査を行い、ダイオキシン類、鉛ともに基準以下であることを確認しています。

(1)位置図



(2)周辺環境等の調査結果

河川及び地下水の水質

・建設工事現場において、ダイオキシン類を含む燃え殻を確認したことから、建設現場の最下流部の河川及び地下水への影響を把握するため水質調査を実施しています。
・調査方法については、ダイオキシン類は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境省告示第68号)」による方法、鉛は「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境省告示第59号)」に規定する方法で実施しています。

【A】水質＜河川＞

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
河川No.1	H30.5.18	H30.6.7	0.120	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.6.15	H30.7.5	0.092	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質濃度(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.7.13	H30.8.7	0.100	1以下	0.001	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 12mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.8.6	H30.8.31	0.033	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質濃度(SS濃度) = 7mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.9.14	H30.10.9	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.10.12	H30.10.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 1mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H30.11.12	H30.11.27	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H30.12.13	H30.12.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.1.11	H31.1.29	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.2.8	H31.2.25	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.3.15	H31.4.2	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.4.12	H31.4.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R15.13	R15.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。

※平成30年8月4日に燃え殻の撤去が完了し、その後2回の調査で異常が見られなかったことから、平成30年10月からダイオキシン類を調査項目から除外していましたが、令和元年5月に新たに燃え殻が確認されたため、ダイオキシン類の調査を再開しました。
※ H30.6～H31.5の水質結果を記載しています。

【B】水質＜地下水＞

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H30.5.18	H30.6.7	0.130	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.9 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.5.18	H30.6.7	0.160	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.5.18	H30.6.7	0.084	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質量(SS濃度) = 14mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.6.15	H30.7.5	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.6.15	H30.7.5	0.016	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.6.15	H30.7.5	0.044	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.2 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.7.13	H30.8.8	0.093	1以下	0.005	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.7.13	H30.8.8	0.040	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.7.13	H30.8.8	0.10	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.8.6	H30.8.31	0.073	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質量(SS濃度) = 9mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.8.6	H30.8.31	0.057	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.8.6	H30.8.31	0.056	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.9.14	H30.10.9	0.450	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質量(SS濃度) = 9mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.9.14	H30.10.9	0.028	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.9.14	H30.10.9	0.036	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.10.12	H30.10.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質量(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.11.12	H30.11.27	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質量(SS濃度) = 21mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.12.13	H30.12.28	—	—	0.002	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質量(SS濃度) = 30mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.1.11	H31.1.29	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.2.8	H31.2.25	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.3.15	H31.4.2	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.4.12	H31.4.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.5.13	R1.5.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。

※平成30年8月4日に燃え殻の撤去が完了し、その後2回の調査で異常が見られなかったことから、平成30年10月からダイオキシン類を調査項目から除外し、仮設井戸①、②は作業の支障となるため撤去しました。その後、令和元年5月に新たに燃え殻が確認されたため、観測井戸No. 3のダイオキシン類の調査を再開しました。

※ H30.6～H31.5の水質結果を記載しています。